內務省筑後川改修工事勞働爭議

一、名稱　內務省直營筑後川改修工事

二、爭議發生の場所　福岡縣三井郡大城村

三、勞働者數　一五六名

四、爭議參加人員　全員

五、爭議發生年月日　昭和十年十月九日

六、爭議發生の原因

三井郡大城村工事場內一部作業場の工事は本月八日終了し同作業場に就勞せる六四名解雇の餘儀なきに至りたる爲、同日作業所側に於ては右作業場就勞者の解雇を避け全工事場より選定するの方針を以て、大城村長（臨時に職業紹介事務を取扱ふ）に對し十日より全工事場を通じて六四名減員する旨通告を發したので、大城村長は即日村內區長及金島、善導寺兩村關係者を村役場に招き就業員に比例して各村の就員數を決

定し其の旨勞働者側に通知したるところ、勞働者側では之れが對策協議の結果旬日後には稻作收入の農繁期となり自然出役者減少するを以て其の時期迄の減員に對して反對することゝなり九日午後七時より全員罷業を決行するに至つたのである。

七、爭議の經過

勞働者側に於ては九日午前九時大城村工事々務所に至り從來の二人押「トロ」を三人として剩員を殘業作業場に使傭し解雇猶豫方、を陳情したるに對し、事務所主任は勞働者側との直接交渉を避けたので勞働者側は翌十日朝全員集合の上大城村長を訪問し同村長を通して左の要求をなしたのである。

○要求事項